

大阪労働局発表
令和7年1月20日(月)

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 賃金課
(直通電話) 06 (6949) 6502

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定に関する大阪地方労働審議会の答申について

最低工賃額引上げの答申

大阪労働局長（志村 幸久）は、令和6年12月4日に、大阪地方労働審議会（会長：関根 由紀）に対し、当局で定めている大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定についての諮問を行っていましたが、令和7年1月17日付けで同審議会から最低工賃について一部品目（工程）に係る最低工賃額を引き上げることが適当である旨の答申がなされました。

最低工賃についての答申内容は、別紙のとおりです。

なお、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃については、8年ぶりの改正となります。

大阪労働局としましては、この答申を踏まえ、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正に係る手続きを進めてまいります。

資 料 一 覧

- 資料 No. 1 令和7年1月17日付け 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定
について（答申）（写）
- 資料 No. 2 （別紙）大阪府男子既製洋服製造業最低工賃一覧表
- 資料 No. 3 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃決定状況表
- 資料 No. 4 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の推移
- 資料 No. 5 最低工賃決定の手順
- 資料 No. 6 大阪府男子既製洋服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）（写）
- 資料 No. 7 第14次最低工賃新設・改正計画の実施について（写）
- 資料 No. 8 関係法令等

写

令和 7 年 1 月 17 日

大阪労働局長
志村 幸久 殿

大阪地方労働審議会
会長 関根 由紀

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 1 2 月 4 日付け大労発基 1204 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記について、最低工賃専門部会を設け、家内労働実態調査結果及び各種資料を参考として、慎重に審議を行った結果、同部会において全会一致をもって別紙のとおり改正決定をすることが適当であるとの結論に達したので、ここに答申する。

なお、本答申は、地方労働審議会令第 6 条第 8 項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

1 適用する家内労働者

大阪府の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

| 品 目 | 工 程 | 規 格 | 金 額 |
|---------|---------------|---------------------------|---------------------------|
| 背広上衣 | そで付け裏まつり | 針目が3センチメートル間隔に 9針以上のもの | 1枚(50センチメートル以上×2)につき 151円 |
| | そで口裏まつり | | 1枚(30センチメートル以上×2)につき 62円 |
| | 肩裏まつり | | 1枚(15センチメートル以上×2)につき 35円 |
| | えりこし(からげ)まつり | 針目が3センチメートル間隔に 6針以上のもの | 1枚(30センチメートル以上)につき 33円 |
| | ベントまつり | | 1枚(20センチメートル以上)につき 43円 |
| | 背すそまつり | | 1枚(15センチメートル以上×2)につき 43円 |
| | えり裏まつり | | 1枚(10センチメートル以上)につき 49円 |
| | わき裏まつり | 針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの | 1枚(50センチメートル以上×2)につき 48円 |
| | 前裏すそまつり | | 1枚(25センチメートル以上×2)につき 59円 |
| | 見返し奥星入れ | 針目が3センチメートル間隔に 4針以上のもの | 1枚(40センチメートル以上×2)につき 56円 |
| | 見返し7ミリメートル星入れ | | 1枚(40センチメートル以上×2)につき 58円 |
| | 背裏鎖止め | 鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの | 1枚につき 14円 |
| | ベント止め | 1本糸で×印しつけ止めのもの | 1枚につき 14円 |
| | 糸くず取り | | 1枚につき 99円 |
| | ズボン | 腰裏後端まつり | 針目が3センチメートル間隔に10針以上のもの |
| 前立てまつり | | 針目が3センチメートル間隔に 6針以上のもの | 1本につき 9円 |
| 天ぐまつり | | | 1本につき 9円 |
| 小またちどり | | | 1本につき 23円 |
| 腰裏むし止め | | 8か所に行うもの | 1本につき 31円 |
| ボタン付け | | 小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの | 1個につき 6円 |
| シックむし止め | | 1か所に行うもの | 1本につき 5円 |
| 糸くず取り | | | 1本につき 23円 |

4 効力発生の日

法定どおり

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃決定状況表

| | | 効力発効日 | 委託者 | 家内労働者 |
|--------|--------|----------------|-----|-------|
| 新 設 | 昭和49年度 | 昭和50年2月26日 | | |
| 第1回改正 | 昭和54年度 | 昭和54年12月5日 | | |
| 第2回改正 | 昭和59年度 | 昭和59年11月15日 | | |
| 第3回改正 | 昭和63年度 | 平成1年3月17日 | | |
| 第4回改正 | 平成3年度 | 平成4年3月31日 | | |
| 第5回改正 | 平成6年度 | 平成6年12月30日 | 30 | 1,049 |
| 第6回改正 | 平成9年度 | 平成10年1月7日 | 27 | 965 |
| 第7回改正 | 平成12年度 | 平成13年1月1日 | 27 | 714 |
| | 平成15年度 | 諮問見送り | 13 | 345 |
| 第8回改正 | 平成16年度 | 平成17年5月1日 | 10 | 193 |
| | 平成21年度 | 諮問見送り | 7 | 154 |
| | 平成24年度 | 諮問見送り | 7 | 196 |
| 第9回改正 | 平成28年度 | 平成28年8月1日 | 7 | 214 |
| | 令和元年度 | 諮問見送り | 7 | 216 |
| | 令和3年度 | 諮問見送り | 6 | 164 |
| 第10回改正 | 令和6年度 | 令和7年3月28日(見込み) | 6 | 148 |

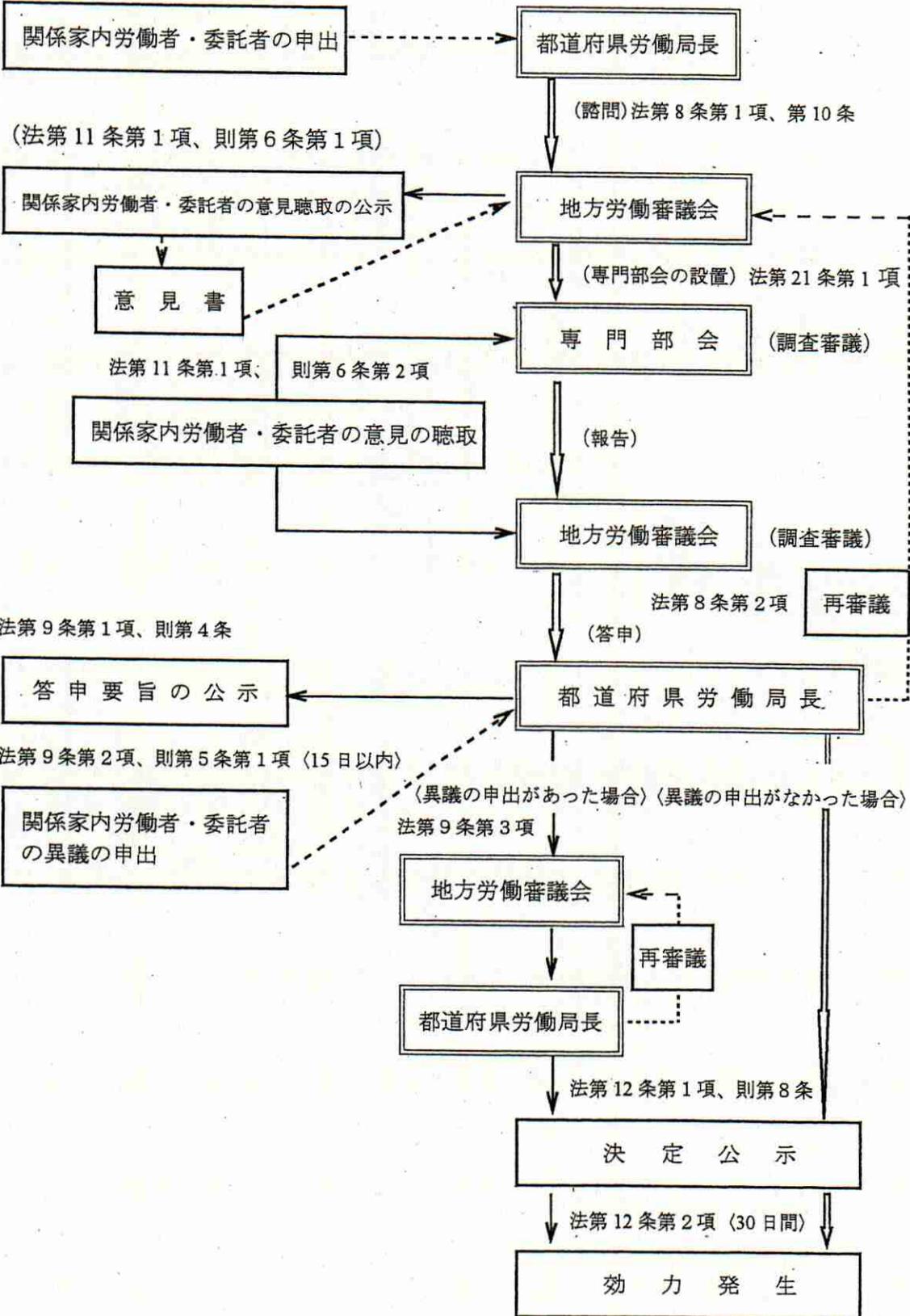
※ 委託者、家内労働者の数字は実態調査により把握したもの

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の推移

| 品目 | 工程 | 規格 | 新設 | 第1回改正 | | 第2回改正 | | 第3回改正 | | 第4回改正 | | 第5回改正 | | 第6回改正 | | 第7回改正 | | 第8回改正 | | 第9回改正 | | 第10回改正 | |
|-----------|---------------|----------|------------|------------|---------|-------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|-------|----------------|--------|
| | | | S50.2.26発効 | S54.12.5発効 | | S59.11.15発効 | | H1.3.17発効 | | H4.3.31発効 | | H6.12.30発効 | | H10.1.7発効 | | H13.1.1発効 | | H17.5.1発効 | | H28.8.1発効 | | R7.3.28発効(見込み) | |
| | | | 金額 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 | 金額 | 上昇率 |
| 背広上衣 | そで付け裏まつり | | 95.03 円 | 108.93 円 | 14.63% | 115 円 | 5.57% | 125 円 | 8.70% | 130 円 | 4.00% | 133 円 | 2.31% | 135 円 | 1.50% | 136 円 | 0.74% | 138 円 | 1.47% | 151 円 | 9.42% | 151 円 | 0.00% |
| | そで口裏まつり | | 39.09 円 | 44.80 円 | 14.61% | 48 円 | 7.14% | 55 円 | 14.58% | 59 円 | 7.27% | 60 円 | 1.69% | 61 円 | 1.67% | 62 円 | 1.64% | 62 円 | 0.00% | 62 円 | 0.00% | 62 円 | 0.00% |
| | 肩裏まつり | | 14.69 円 | 16.84 円 | 14.64% | 19 円 | 12.83% | 20 円 | 5.26% | 23 円 | 15.00% | 25 円 | 8.70% | 26 円 | 4.00% | 27 円 | 3.85% | 27 円 | 0.00% | 27 円 | 0.00% | 35 円 | 29.63% |
| | えりこし(からげ)まつり | | 12.55 円 | 20.55 円 | 63.75% | 22 円 | 7.06% | 25 円 | 13.64% | 28 円 | 12.00% | 30 円 | 7.14% | 31 円 | 3.33% | 31 円 | 0.00% | 31 円 | 0.00% | 33 円 | 6.45% | 33 円 | 0.00% |
| | ベントまつり | | 10.75 円 | 12.32 円 | 14.60% | 14 円 | 13.64% | 15 円 | 7.14% | 20 円 | 33.33% | 21 円 | 5.00% | 22 円 | 4.76% | 23 円 | 4.55% | 23 円 | 0.00% | 25 円 | 8.70% | 43 円 | 72.00% |
| | 背すそまつり | | 12.55 円 | 22.55 円 | 79.68% | 24 円 | 6.43% | 25 円 | 4.17% | 37 円 | 48.00% | 40 円 | 8.11% | 41 円 | 2.50% | 41 円 | 0.00% | 41 円 | 0.00% | 43 円 | 4.88% | 43 円 | 0.00% |
| | えり裏まつり | | 32.95 円 | 37.77 円 | 14.63% | 40 円 | 5.90% | 42 円 | 5.00% | 42 円 | 0.00% | 45 円 | 7.14% | 46 円 | 2.22% | 46 円 | 0.00% | 46 円 | 0.00% | 49 円 | 6.52% | 49 円 | 0.00% |
| | わき裏まつり | | 10.04 円 | 20.04 円 | 99.60% | 22 円 | 9.78% | 25 円 | 13.64% | 35 円 | 40.00% | 35 円 | 0.00% | 36 円 | 2.86% | 36 円 | 0.00% | 36 円 | 0.00% | 36 円 | 0.00% | 48 円 | 33.33% |
| | 前裏すそまつり | | 21.86 円 | 25.06 円 | 14.64% | 27 円 | 7.74% | 30 円 | 11.11% | 36 円 | 20.00% | 36 円 | 0.00% | 37 円 | 2.78% | 37 円 | 0.00% | 37 円 | 0.00% | 39 円 | 5.41% | 59 円 | 51.28% |
| | 見返し奥星入れ | | 37.23 円 | 47.23 円 | 26.86% | 50 円 | 5.86% | 55 円 | 10.00% | 55 円 | 0.00% | 55 円 | 0.00% | 56 円 | 1.82% | 56 円 | 0.00% | 56 円 | 0.00% | 56 円 | 0.00% | 56 円 | 0.00% |
| | 見返し7ミリメートル星入れ | | 24.71 円 | 34.71 円 | 40.47% | 37 円 | 6.60% | 40 円 | 8.11% | 40 円 | 0.00% | 40 円 | 0.00% | 41 円 | 2.50% | 41 円 | 0.00% | 41 円 | 0.00% | 41 円 | 0.00% | 41 円 | 0.00% |
| | 背裏鎖止め | | 4.30 円 | 6.10 円 | 41.86% | 7 円 | 14.75% | 8 円 | 14.29% | 10 円 | 25.00% | 12 円 | 20.00% | 13 円 | 8.33% | 14 円 | 7.69% | 14 円 | 0.00% | 14 円 | 0.00% | 14 円 | 0.00% |
| | ベント止め | | 5.02 円 | 5.75 円 | 14.54% | 7 円 | 21.74% | 8 円 | 14.29% | 8 円 | 0.00% | 10 円 | 25.00% | 11 円 | 10.00% | 11 円 | 0.00% | 11 円 | 0.00% | 11 円 | 0.00% | 14 円 | 27.27% |
| | ボタン付け | 中ボタン | 8.96 円 | 20.96 円 | 133.93% | 5 円 | | 6 円 | 20.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 廃止 | |
| | | 小ボタン | | | | 2 円 | | 3 円 | 50.00% | 5 円 | 66.67% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 廃止 | |
| そでボタンのせっぱ | | 11.47 円 | 21.47 円 | 87.18% | 4 円 | | 6 円 | 50.00% | 7 円 | 16.67% | 7 円 | 0.00% | 7 円 | 0.00% | 7 円 | 0.00% | 7 円 | 0.00% | 7 円 | 0.00% | 廃止 | | |
| 糸くず取り | | 46.61 円 | 49.09 円 | 5.32% | 51 円 | 3.89% | 52 円 | 1.96% | 69 円 | 32.69% | 70 円 | 1.45% | 71 円 | 1.43% | 72 円 | 1.41% | 72 円 | 0.00% | 72 円 | 0.00% | 99 円 | 37.50% | |
| ネーム付け | | 12.18 円 | 12.83 円 | 5.34% | 廃止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 399.99 円 | 507.00 円 | 26.75% | 494 円 | | 540 円 | 9.31% | 610 円 | 12.96% | 630 円 | 3.28% | 645 円 | 2.38% | 651 円 | 0.93% | 653 円 | 0.31% | 659 円 | 3.78% | 764 円 | 15.93% | |
| ズボン | 腰裏後端まつり | | 2.49 円 | 5.15 円 | 106.83% | 7 円 | 35.92% | 8 円 | 14.29% | 9 円 | 12.50% | 10 円 | 11.11% | 10 円 | 0.00% | 11 円 | 10.00% | 11 円 | 0.00% | 11 円 | 0.00% | 11 円 | 0.00% |
| | 前立てまつり | | 2.13 円 | 4.33 円 | 103.29% | 6 円 | 38.57% | 6 円 | 0.00% | 8 円 | 33.33% | 9 円 | 12.50% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% |
| | 天ぐまつり | | 2.13 円 | 4.33 円 | 103.29% | 6 円 | 38.57% | 6 円 | 0.00% | 8 円 | 33.33% | 9 円 | 12.50% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% | 9 円 | 0.00% |
| | 小またちどり | | 15.97 円 | 18.33 円 | 14.78% | 20 円 | 9.11% | 22 円 | 10.00% | 22 円 | 0.00% | 23 円 | 4.55% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% |
| | 腰裏むし止め | | 19.88 円 | 22.86 円 | 14.99% | 26 円 | 13.74% | 28 円 | 7.69% | 30 円 | 7.14% | 30 円 | 0.00% | 31 円 | 3.33% | 31 円 | 0.00% | 31 円 | 0.00% | 31 円 | 0.00% | 31 円 | 0.00% |
| | ボタン付け | | 5.33 円 | 6.70 円 | 25.70% | 5 円 | | 5 円 | 0.00% | 6 円 | 20.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% | 6 円 | 0.00% |
| | シックむし止め | | 2.84 円 | 3.30 円 | 16.20% | 4 円 | 21.21% | 5 円 | 25.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% | 5 円 | 0.00% |
| | 糸くず取り | | 2.13 円 | 14.93 円 | 600.94% | 16 円 | 7.17% | 17 円 | 6.25% | 22 円 | 29.41% | 22 円 | 0.00% | 23 円 | 4.55% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% | 23 円 | 0.00% |
| | 腰裏奥まつり | | 18.11 円 | 23.07 円 | 27.39% | 廃止 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | 71.01 円 | 103.00 円 | 45.05% | 90 円 | | 97 円 | 7.78% | 110 円 | 13.40% | 114 円 | 3.64% | 116 円 | 1.75% | 117 円 | 0.86% | 117 円 | 0.00% | 117 円 | 0.00% | 117 円 | 0.00% |

最低工賃決定の手順

(法第11条第2項、則第7条)



写

大労発基 1204 第 2 号
令和 6 年 1 2 月 4 日

大阪地方労働審議会
会長 関根 由紀 殿

大阪労働局長 志村 幸久

大阪府男子既製洋服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法（昭和 4 5 年法律第 6 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃（平成 2 8 年大阪労働局最低工賃公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

写

雇均発 0318 第 2 号
令和 4 年 3 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成 31 年 3 月 28 日付け雇均発 0328 第 2 号「第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 3 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間の計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として 3 年をめぐり実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

| 局名 | 最低工賃件数 (2022.4.1見込み件数) | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|--------|---------------------------|-------------------------------|----|--------------------|----|-------------------------------|----|
| | | 件名 | 件数 | 件名 | 件数 | 件名 | 件数 |
| 01 北海道 | 2 | 和服裁縫(改正) | 1 | 男子既製服(廃止) | 1 | | |
| 02 青森 | 3 | 電気機械器具(改正) | 1 | 和服裁縫(改正) | 1 | 男子・婦人既製服(改正) | 1 |
| 03 岩手 | 2 | | | 電気機械器具(改正) | 1 | 婦人・男子既製洋服(改正) | 1 |
| 04 宮城 | 2 | | | 男子服・婦人服(改正) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 |
| 05 秋田 | 2 | 通信機器用部分品(改正) | 1 | 男子服・婦人服・子供服(改正) | 1 | | |
| 06 山形 | 1 | | | 男子・婦人既製服(改正) | 1 | | |
| 07 福島 | 3 | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正) | 1 | 外衣・シャツ(改正) | 1 | 横編ニット(改正) | 1 |
| 08 茨城 | 3 | 男子既製洋服(廃止) | 1 | 婦人・子供既製服(廃止) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 |
| 09 栃木 | 2 | | | 電気機械器具(改正) | 1 | 衣服(改正) | 1 |
| 10 群馬 | 3 | 横編ニット(改正) | 1 | 婦人服(廃止) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 |
| 11 埼玉 | 5 | 革靴(改正)、足袋(改正)、縫製(改正) | 3 | 紙加工品(改正) | 1 | 電機機械器具(改正) | 1 |
| 12 千葉 | 1 | | | | | 婦人既製洋服(廃止) | 1 |
| 13 東京 | 3 | 革靴(改正) | 1 | 婦人既製洋服(改正) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 |
| 14 神奈川 | 3 | スカーフ・ハンカチーフ(廃止) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 | 紙加工品(廃止) | 1 |
| 15 新潟 | 4 | 洋食器・器物(廃止) | 1 | 作業工具(廃止) | 1 | 男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正) | 2 |
| 16 富山 | 2 | 電気機械器具(改正) | 1 | ファスナー加工(改正) | 1 | | |
| 17 石川 | 0 | | | | | | |
| 18 福井 | 2 | 眼鏡(改正) | 1 | | | 衣服(改正) | 1 |
| 19 山梨 | 3 | 電気機械器具(改正) | 1 | 婦人服(改正) | 1 | 貴金属製品(改正) | 1 |
| 20 長野 | 2 | | | 電気機械器具(改正) | 1 | 外衣・シャツ(改正) | 1 |
| 21 岐阜 | 3 | | | 婦人服(改正)、男子既製洋服(改正) | 2 | 陶磁器上絵付(改正) | 1 |
| 22 静岡 | 1 | 車両電気配線装置(改正) | 1 | | | | |
| 23 愛知 | 1 | | | | | 車両電気配線装置(改正) | 1 |
| 24 三重 | 1 | | | | | 車両電気配線装置(改正) | 1 |
| 25 滋賀 | 1 | | | 下着・補整着(廃止) | 1 | | |
| 26 京都 | 2 | | | 丹後地区絹織物業(改正) | 1 | 紙加工品(改正) | 1 |
| 27 大阪 | 1 | | | | | 男子既製洋服(改正) | 1 |
| 28 兵庫 | 5 | 但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正) | 2 | 釣針(改正) | 1 | 電気機械器具(改正)、靴下(改正) | 2 |
| 29 奈良 | 1 | | | 靴下(改正) | 1 | | |
| 30 和歌山 | 0 | | | | | | |
| 31 鳥取 | 2 | | | 和服裁縫(改正) | 1 | 男子服・婦人服(改正) | 1 |
| 32 島根 | 3 | 和服裁縫(改正) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 | 外衣・シャツ(改正) | 1 |
| 33 岡山 | 1 | | | | | 車両電気配線装置(改正) | 1 |
| 34 広島 | 4 | 既製服(改正) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 | 和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正) | 2 |
| 35 山口 | 2 | 男子既製洋服・校服・作業服(改正) | 1 | 和服裁縫(改正) | 1 | 男子既製洋服・校服・作業服(改正) | 1 |
| 36 徳島 | 1 | 縫製(下着・ハンカチーフ)(改正) | 1 | | | | |
| 37 香川 | 1 | | | | | 手袋・ソックスカバー(改正) | 1 |
| 38 愛媛 | 1 | | | タオル(改正) | 1 | | |
| 39 高知 | 2 | 衛生用紙(改正) | 1 | | | 繊維産業(改正) | 1 |
| 40 福岡 | 2 | | | 婦人服(改正) | 1 | 男子服(改正) | 1 |
| 41 佐賀 | 1 | | | | | 婦人既製服(改正) | 1 |
| 42 長崎 | 3 | | | 和服裁縫(廃止) | 1 | 男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止) | 2 |
| 43 熊本 | 3 | 和服裁縫(改正) | 1 | 縫製(廃止) | 1 | 電気機械器具(改正) | 1 |
| 44 大分 | 2 | | | 衣服(改正)、電気機械器具(改正) | 2 | | |
| 45 宮崎 | 3 | 婦人既製洋服(廃止)、男子既製洋服(改正) | 2 | | | 内燃機関電装品(改正) | 1 |
| 46 鹿児島 | 1 | | | | | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正) | 1 |
| 47 沖縄 | 1 | 縫製(改正) | 1 | | | | |
| 合計 | 97 | | 27 | | 33 | | 38 |

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

○家内労働法（抄）（昭和四十五年五月十六日 法律第六十号）

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

（後略）

（最低工賃）

- ### 第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

- ### 第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。
- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
 - 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（最低工賃に関する職権等）

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（工賃及び最低工賃に関する規定の効力）

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十二條 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三條 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四條 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の審議会を定める政令（平成十三年九月二十七日 政令第三百十八号）

家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

○家内労働法施行規則（抄）（昭和四十五年九月三十日 厚生労働省令第二十三号）

(審議会の意見の要旨の公示)

第四条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

- 2 都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会(以下「審議会」と総称する。)は、法第十一条第一項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。
- 4 都道府県労働局長は、前項の規定により都道府県労働局の掲示場に掲示したときは、その公示の内容を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第七条 法第十一条第二項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
 - 二 申出の内容
 - 三 申出の理由
- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。
- 3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項又は法第十条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があ

るかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第十五条第一項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。
- 3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。
- 4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

地方労働審議会令（平成13年9月27日政令第320号）

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第二条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

大阪地方労働審議会運営規程

- 第1条 大阪地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156号の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障をおよぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。
- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。
- 第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。
- 1 労働災害防止部会
 - 2 家内労働部会
 - 3 港湾労働部会
- 第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。
- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。
- 第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。
- 第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。
- 第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。
- 第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年11月9日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月8日から施行する。

大阪地方労働審議会
大阪府男子既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 大阪地方労働審議会 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び大阪地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組 織)

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員」という。)のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の招集)

第3条 最低工賃専門部会の会議は、大阪労働局長の請求があったとき、部会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていない場合は局長が招集する。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第5条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開する。

(報 告)

第6条 部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決についてその都度、大阪地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年12月24日より施行する。

改 正 平成28年 4月27日